

報告第2号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年1月31日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項目	内容	
発生日時・場所	平成29年11月27日 午前11時頃 飛騨市古川町谷地内 飛騨市リサイクルセンター	
事故の概要	施設職員が収集されてきたビン類の荷降しのため、フォークリフトで停車中の相手方車両後方に近づいたところ、接近しすぎてしまい相手車両と接触し、相手車両の右側後方テールランプ及び左側後方ブレーキランプを損傷させた。	
相手方	[REDACTED]	
事故の種類	人身	物損
相手方損害額	—	16,092円
市の過失割合		100%
損害賠償金	—	16,092円
内訳	保険金	—
	一般財源	—
専決年月日	平成30年1月5日 専決第1号	